

の運用に際して次に掲げる点に留意するとともに、当該地域における指定居宅介護の確保に努めることとする。

- ① 市町村は、同居家族に対する居宅介護を行おうとする従業者が所属する居宅介護事業所から、居宅介護計画の写し等、同居家族に対する居宅介護が認められるための要件が満たされていることを確認できる書類を届け出させ、これに基づき基準該当居宅支援としての実施を認めるものとする。
- ② 市町村は、いったん認めた同居家族に対する居宅介護について、事後的にその要件を満たしていないと認めるときは、特例居宅生活支援費の支給を行わず、又は既に支給した特例居宅生活支援費の返還を求めるものとする。
- ③ 市町村は、同条第1項各号に規定する要件に反した居宅介護が行われている場合の是正の指導のほか、当該同居家族に対して行われている居宅サービスとして、当該従業者による居宅介護のほか、他の居宅サービスが適切に組み合わせられているかどうか等を点検し、状況に応じて必要な助言を当該同居家族及び基準該当居宅介護事業者に対して行うものとする。
- ④ 同条第1項第5号に規定する、従業者が同居家族の居宅介護に従事する時間の合計時間が当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えないという要件は、同居家族の居宅介護が「身内の世話」ではなく、「居宅介護事業所の従業者による介護」として行われることを担保する趣旨で設けられたものであるが、こうした趣旨を踏まえつつ、当該市町村の居宅介護の基盤整備の状況など地域の実情に応じて、当該要件をある程度の幅をもって運用することは差し支えないものとする。

#### (5) 運営に関する基準（基準第44条）

基準第21条第1項、第25条及び第30条を除き、指定居宅介護の運営に関する基準が基準該当居宅介護に準用されるものであるため、第3章第3節の(1)から(26)まで((12)の①を除く。)を参照されたい。

## 第4章 デイサービスに関する基準

### 第1節 人員に関する基準

#### (1) 従業者の員数(基準第46条)

- ① 指定デイサービスの単位とは、同時に、一体的に提供される指定デイサービスをいうものであることから、例えば、午前と午後とで別の利用者に対して指定デイサービスを提供するような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。
- ② 提供時間帯を通じて専ら当該指定デイサービスの提供に当たる従業者を確保するとは、指定デイサービスの単位ごとに指導員及び介護職員（身体障害者デイサービスの場合。知的障害者デイサービスについては、指導員、児童デイサービス

については、指導員又は保育士。)について、提供時間帯に当該職種の従業者が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものである(例えば、利用者が15人の身体障害者デイサービスについて、提供時間帯を通じて専従する指導員の場合、その員数は1人となるが、提供時間帯の2分の1ずつの時間専従する指導員の場合は、その員数としては2人が必要となる)。

- ③ なお、ここでいう利用者の数又は利用定員は、単位ごとの指定デイサービスについての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものである。従って、例えば、1日のうちの午前の提供時間帯に利用者15人に対して指定デイサービスを提供し、午後の提供時間帯に別の利用者15人に対して指定デイサービスを提供する場合であって、それぞれの指定デイサービスの定員が15人である場合には、当該事業所の利用定員は15人、必要となる従業者の員数は午前午後それぞれ2人ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではない。
- ④ 同一事業所で複数の単位の指定デイサービスを同時に行う場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者が必要となるものである

## (2) 指導員 (基準第46条)

### ① 身体障害者の場合

身体障害者に対し適切な指導を行う能力を有する者を配置すること。

### ② 知的障害者の場合

指導員については、知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成2年12月19日厚生省令第57号)第7条の5に定める生活指導員に準ずるものである。

### ③ 児童の場合

障害児に対し適切な指導を行う能力を有する者を配置すること。

(3) 身体障害者デイサービス及び知的障害者デイサービスの給食及び入浴サービスの実施は事業所の任意であるが、実施する場合には必要な従業者を置く必要があること。

(4) 指定デイサービス事業を行う事業者で創作的活動を行う場合においては、その内容に応じて、必要な講師等の確保に努めること。

## (5) 管理者(基準第47条)

居宅介護の場合と同趣旨であるため、第3章第1節の(3)を参照されたい。

(6) 介護保険法上の指定通所介護事業者が、身体障害者福祉法上の指定デイサービス事業者として指定を受けるための要件について

### ① 人員

- ア 介護保険対象の高齢者の利用者と65歳未満の障害者の利用者の利用定員を区分するとともに、それぞれの指定基準上で必要な従業者を確保すること。
- イ 管理者については、事業の運営に支障がない場合は兼務を可能とすること。

## ② 設備

設備については、それぞれの指定基準上で必要な設備及び備品等を備えるとともに、それぞれの事業に支障がない場合は、設備及び備品等を兼ねることができるとすることとする。

## 第2節 設備に関する基準

### (1) 事業所（基準第48条）

事業所とは、指定デイサービスを提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。

(2) 同条第1項に規定する設備については、それぞれに必要な設備、備品等を備えるとともに、指定デイサービスの提供に支障がない広さを有すること。

(3) 指定デイサービスが原則として同時に複数の利用者に対しデイサービスを提供するものであることに鑑み、狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきではないものである。ただし、指定デイサービスの単位をさらにグループ分けして効果的な指定デイサービスの提供が期待される場合はこの限りではない。

## 第3節 運営に関する基準

### (1) 居宅利用者負担額等の受領（基準49条）

① 基準第49条第1項、2項、4項及び第5項の規定は、指定居宅介護に係る第20条第1項から第5項の規定（第3項除く）と同趣旨であるため、第3章第3節の(11)の①から⑤（③を除く）を参照されたい。

② 同条第3項は、指定デイサービス事業者は、指定デイサービスの提供に関して、デイサービスにおいて提供される便宜のうち、入浴に係る光熱水費、食事の提供に係る食材料費、創作的活動に係る材料費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められるものについては、同条第1項の利用者負担額のほかに利用者から支払を受けることができることとし、支援費の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認めないこととしたものであるが、利用者の便益を向上させるものについては、一定のルールのもとに利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。

### (2) 指定デイサービスの基本取扱方針及び具体的取扱方針（基準第50条及び51条）

指定デイサービスの基本取扱方針及び具体的取扱方針については、基準第50条及び第51条の定めるところによるほか、次の点に留意するものとする。

- ① 指定デイサービスは、個々の利用者に応じて作成されたデイサービス計画に基づいて行われるものであるが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではないこと。
- ② 基準第51条第2号で定める「サービスの提供方法等」とは、デイサービス計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含むものであること。
- ③ 他の利用者等と同じグループとして、指定デイサービスを提供することが困難な場合には、必要に応じグループを分けて対応すること。
- ④ 指定デイサービスは、常に利用者の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、当該利用者の心身の特性に対応した指定デイサービスの提供ができる体制を整えることとしたものであるが、これは利用者の身体その他の状況に応じて適切なデイサービスの提供が図れるよう体制の整備に努めることとしたものである。

### (3) デイサービス計画の作成(基準第52条)

- ① 基準第52条で定めるデイサービス計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとする。
- ② デイサービス計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものである。
- ③ デイサービス計画の目標及び内容については、利用者及びその同居の家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。

### (4) 運営規程(基準第54条)

指定デイサービスの事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定デイサービスの提供を確保するため、同条第1号から第10号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定デイサービス事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

#### ① 指定デイサービスの利用定員(第4号)

利用定員とは、当該指定デイサービス事業所において同時に指定デイサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること

#### ② 指定デイサービスの内容及び利用者から受領する費用の額(第5号)

「指定デイサービスの内容」については、サービスの選択内容を記載するものであること

#### ③ サービス利用に当たっての留意事項(第7号)

利用者が指定デイサービスの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項(訓練室を利用する際の注意事項等)を指すものであること

#### ④ 非常災害対策

(6)の非常災害に関する具体的計画を指すものであること(第77条、第91条についても同趣旨)

(5) 勤務体制の確保等（基準第55条）

基準第55条は、利用者に対する適切な指定デイサービスの提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。

- ① 指定デイサービス事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、デイサービス従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の指導員、介護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。
- ② 同条第2項は、原則として、当該指定デイサービス事業所の従業者たるデイサービス従業者によって指定デイサービスを提供するべきであるが、調理、洗濯等の利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第3者への委託等を行うことを認めるものであること。

(6) 非常災害対策（基準第57条）

指定デイサービス事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第八条の規定により防火管理者を置くこととされている指定デイサービス事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定デイサービス事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

(7) 衛生管理等（基準第58条）

指定デイサービス事業所の必要最低限の衛生管理等について規定したものであるが、特に指定デイサービス事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。

(8) 準用（基準第59条）

基準第59条の規定により、基準第8条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第26条、第27条及び第33から第39条までの規定は、指定デイサービスの事業について準用されるものであるため、第3章第3節の(1)から(7)まで、(9)、(10)、(12)、(15)、(16)及び(22)から(26)を参照されたい。この場合において、準用される基準第39条により、整備すべき記録は以下のとおりである。

イ 指定デイサービスに関する記録

a デイサービス計画書

b 提供した個々の指定デイサービスに係る記録

ロ 準用される基準第26条に係る市町村への通知に係る記録

## 第4節 基準該当デイサービスに関する基準

### (1) 従業者の員数及び管理者(基準第60条及び第61条)

常勤の従業者を置く必要がない点及び管理者が常勤である必要がない点を除けば、指定デイサービスの基準と同様であり、第4章第1節を参照されたい。

### (2) 設備に関する基準(基準第62条)

指定デイサービスの場合と異なり、訓練や食事のためのスペースが確保されればよく、そのスペースが「日常生活訓練室」「社会適応訓練室」「食堂」といえるものである必要はないが、この点を除けば、指定デイサービスの基準と同様であり、第4章第2節を参照されたい。

### (3) 運営に関する基準

基準第63条の規定により、基準第8条から第16条まで、第18条、第19条、第21条第2項、第26条、第27条、第33条から第39条まで、及び第3章第4節(第59条において準用する第21条第1項を除く。)の規定は、基準該当デイサービスの事業について準用されるものであるため、第3章第3節の(1)から(7)まで、(9)、(10)、(12)②、(15)、(16)、(22)から(26)まで及び第4章第3節((8)を除く。)を参照されたいこと。

## 第5章 指定短期入所

### 第1節 人員に関する基準

#### (1) 従業者の員数(基準第65条)

##### ① 併設事業所については、

イ 基準第65条第1項の「当該施設と一体的に運営が行われる」とは、併設本体施設の事業に支障が生じない場合で、かつ、従業者の勤務体制を含めて指定短期入所を提供できる場合である。

ロ 指定短期入所事業所の従業者の員数については、例えば併設されているのが身体障害者療護施設である場合には、身体障害者療護施設として確保すべき員数と指定短期入所事業所として確保すべき員数の合計を、身体障害者療護施設の入所者と併設事業所の利用者の数とを合算した数について常勤換算方法により必要とされる従業者の数とするものである。例えば、入所者50人、利用者5人の場合の従業者の員数は、 $50 \div 2.2 = 23$ (端数切り上げ)と $5 \div 2.2 = 3$ (端数切り上げ)の合計で26人となるのではなく、 $(50 + 5) \div 2.2 = 25$ 人となる。

② 法第4条の2第4項に規定する施設であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行うものに置くべき従業者の員数は、当該施設の入所者数及び当該指定短期入所の事業の利用者数の総数を当該施設の入所者とみなした場合において各々の法令上当該施設として必要とさ